⑶⑼　純資産等の推移
有価証券届出書提出日の直近日、同日前１年以内における各月末及び直近10事業年度の各事業年度末について、外国組合等の総資産額、純資産総額及び外国有価証券投資事業権利等１単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各事業年度末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。

⑷⓪　分配の推移
有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、分配総額、外国有価証券投資事業権利等１単位当たりの分配の額を記載すること。

⑷⓵　自己資本利益率（収益率）の推移
有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、自己資本利益率（第六号の五様式の「記載上の注意」⑴④㈿に規定する自己資本利益率に相当するものをいう。）又は収益率（事業年度末の外国有価証券投資事業権利等１単位当たりの純資産額（分配付の額）から当該事業年度の直前の事業年度末の外国有価証券投資事業権利等１単位当たりの純資産額（分配落の額）を控除した額を当該外国有価証券投資事業権利等１単位当たりの純資産額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。）を記載すること。

⑷⓶　販売及び払戻しの実績
有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、販売数量及び買戻し数量（本邦外における販売又は払戻しの実績がある場合は、当該販売数量及び払戻し数量を内書きにすること。）を記載すること。

⑷⓷　資産の評価
外国有価証券投資事業権利等１単位当たりの純資産額についてその算出方法（有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

⑷⓸　申込（販売）手続等
ａ　外国有価証券投資事業権利等の申込みについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
ｂ　生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。
ｃ　外国有価証券投資事業権利等１単位当たりの販売価格が外国有価証券投資事業権利等１単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

⑷⓹　払戻し手続等
ａ　外国有価証券投資事業権利等の払戻しについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
ｂ　外国有価証券投資事業権利等１単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

⑷⓺　存続期間
外国組合等の存続期間について記載すること。

⑷⓻　事業年度
外国組合等の事業年度について記載すること。

⑷⓼　その他
ａ　出資の増減に関する制限、解散又は償還条件等について記載すること。
ｂ　契約又は規約の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。

⑷⓽　利害関係人との取引制限
外国組合等及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

⑸⓪　出資者等の権利
出資者等（法第２条第２項第４号に規定する権利を有する者又は同項第６号に規定する権利を有する者をいう。以下この様式において同じ。）による総会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等の払戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。

⑸⓵　為替管理上の取扱い
分配金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。

⑸⓶　本邦における代理人
本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第９条第１項の規定により当該発行者を代理する権限を有する者をいう。）との関係について記載すること。

⑸⓷　裁判管轄等
当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。

⑸⓸　名称、資本金の額及び事業の内容
資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

⑸⓹　運用体制
資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。

⑸⓺　大株主の状況
有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に５名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。

⑸⓻　役員の状況
有価証券届出書提出日現在における資産運用会社の役員の氏名、役職名、主要略歴及び所有株式数を記載すること。

⑸⓼　事業の内容及び営業の概況
資産運用会社が複数の外国組合等に係る資産を運用している場合には、全ての外国組合等についてその名称、基本的性格、成立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総額及び外国有価証券投資事業権利等１単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情により全ての外国組合等について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な外国組合等について記載すること。

⑸⓽　名称、資本金の額及び事業の内容
資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

⑹⓪　関係業務の概要
運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。

⑹⓵　資本関係
外国組合等と他の関係法人との資本関係を記載すること。

⑹⓶　外国組合等の経理状況
ａ　財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等（公認会計士法第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第３条に規定する監査報告書をいう。以下ａにおいて同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（日本語による翻訳文を含む。）を該当する財務書類に添付すること。
ｂ　以下の「記載上の注意」により難いやむを得ない事情があり、これらに準ずる方法により記載する場合にはその旨、その理由及びその内容を記載すること。
ｃ　最近２事業年度において決算期及び科目等を変更している場合にはその旨、その理由及びその内容を記載すること。
ｄ　財務書類は、財務諸表等規則第131条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。